

(免税軽油の引取り等に係る報告書)

記入例

(表)

令和 <u>XX</u> 年 <u>00</u> 月 <u>XX</u> 日	免税軽油使用地 事務所若しくは事業所所在地	申請者住所 東近江市××町123		
	免税軽油氏名又は名称	申請者氏名 滋賀 太郎		
	業種	農業		
	番号	滋賀県 第 XXX000X 号		
	氏名並びに電話番号	(電話 0748-xx-xxxx)		
申請者名と、申請についての連絡先が異なる場合は連絡先の氏名と連絡先を記入				
①(原則)各月の初日から末日まで または ②(特例適用者の方)前回免税証を交付した期間(使用者証の右下部分に記載の期間)				
引取り等に係る報告書 XX年 XX月 X日から令和 XX年 XX月 X日まで				
免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項				
引取年月日	引取数量(ア)	種類	枚数	免税証の記号及び番号
XX. 1. 23 〔 〕	200 リットル	100リットル券	2	40××○○○× ~40××○○○○
XX. 8. 27 〔 〕	200	同上	2	40××○○×× ~40××○○×○
報告対象期間中の、免税軽油を取り引きした年月日、取り引きした数量、取引をした販売業者の所在地および名称を記載してください。※納品書等を添付				
販売店に提出する際に、免税証の左上に記載されている「No.40……」の8桁番号を記録しておいて、記入してください。				
新免税証を受け取った時点で、免税証の左上に記載されている8桁の番号「No40……」欄外にメモしておく、次回の報告書作成時に役立ちます。				
報告対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量	(イ)	20	リットル	1
報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計	(ウ)	400	リットル	
報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計	(エ)	380	リットル	2
報告対象期間における減失等による免税軽油の欠減量	(オ)	0	リットル	
報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量 (イ)(オ)		40	リットル	3

1 - 2 = 3

(免税軽油の引取り等に係る報告書)

ウラ面

機械の使用実績を記入してください

免税の軽油の数量の使用	機械、車両又は設備名(番号)	左記の機械、車両又は設備の使用地	免税軽油の使用数量	稼働日数	稼働時間
	No. 100トラクター	<input checked="" type="checkbox"/> 所在地と同じ	304 ^{リットル}	15 ^日	76 ^{時間}
	No. 200コンバイン	<input checked="" type="checkbox"/> 所在地と同じ	76	2	16
		<input type="checkbox"/> 住所地と同じ			

使用者証に記載されている機械・設備名を記入します

「報告対象期間内」で機械別に使用した免税軽油の使用量および稼働日数、時間を記載します。
※アワーメーター等の記録をつけてください

所在地を記入、または「住所地と同じ」にチェックします

事有No.	所在地	数量	稼働日数	稼働時間
		380 ^{リットル}		

報告対象期間の末日における免税証の保有状況	種類	枚数	種類	枚数
	リットル券	枚	リットル券	枚

※表面の「報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計」と一致します。

第16号の30様式記載要領

- この報告書は、免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税法（以下「法」という。）第144条の27第1項の規定により報告書を提出する場合に使用し、毎月末日までに（法第144条の27第2項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに）、当該免税軽油使用者証を交付した道府県知事に1通提出すること。
- 法第144条の21第2項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合には、それぞれの免税軽油使用者ごとに報告書を作成すること。
- 「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中の「引取年月日」欄には免税軽油の現実の納入を受けた年月日を記載すること。なお、免税証の提出日が免税軽油の納入を受けた日と異なる場合は当該提出日を括弧内に記載すること。
- 「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」欄には、免税軽油使用者が実際に免税軽油の引取りを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載すること。なお、免税証に記載された販売業者と異なる販売業者から免税軽油の引取りを行った場合には当該免税証に記載された販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を括弧内に記載すること。
- 「報告対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量」欄の数量は、前回提出した免税軽油の引取り等に係る報告書の「報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量」欄の数量と一致するものであること。
- 「報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計」欄には、「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中「引取数量」欄の合計数量を記載すること。
- 「報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計」欄の数量は、「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量」の「合計」欄の数量と一致するものであること。
- 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「機械、車両又は設備名(番号)」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。
- 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量」欄には、機械、車両又は設備に装着された計量器等によって把握される実際の軽油の使用数量（消費数量）を記載すること。ただし、使用数量の把握が困難な場合にあっては、当該機械、車両又は設備への給油数量をもってその使用数量として差し支えないものであること。
- 「報告対象期間の末日における免税証の保有状況」欄には報告対象期間の末日において有する免税証の種類及び枚数を記載すること。
- この報告書には、免税軽油の引取り日、引取数量及び当該免税軽油の引渡しを行った販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類並びに道府県知事が特に必要と認める書類を必ず添付すること。

備考

「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」、「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」、「免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項」及び「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」の欄は必要に応じ別葉として増やすことができる。